

市第 194 号議案

横浜市附属機関設置条例等の一部改正

横浜市附属機関設置条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年 2 月 16 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市附属機関設置条例等の一部を改正する条例

（横浜市附属機関設置条例の一部改正）

第 1 条 横浜市附属機関設置条例（平成23年12月横浜市条例第49号）の一部を次のように改正する。

別表中「第 8 条第18項」を「第 8 条第19項」に改める。

（横浜市地域ケアプラザ条例の一部改正）

第 2 条 横浜市地域ケアプラザ条例（平成 3 年 9 月横浜市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 5 号中「同条第17項」を「同条第18項」に改め、同項第 6 号中「第 8 条第23項」を「第 8 条第24項」に改める。

（横浜市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第 3 条 横浜市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第72号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項並びに第13条第 3 項及び第 5 項中「第 8 条第23項」を「第 8 条第24項」に改める。

（横浜市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一

部改正)

第 4 条 横浜市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例  
(平成24年12月横浜市条例第73号) の一部を次のように改正する

。

第13条第 6 項中「第 8 条第27項」を「第 8 条第28項」に改める

。

第23条第 1 項第 1 号中「第 8 条第23項」を「第 8 条第24項」に  
改める。

(横浜市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例  
の一部改正)

第 5 条 横浜市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する  
条例 (平成24年12月横浜市条例第74号) の一部を次のように改正  
する。

第12条第 7 項中「第 8 条第27項」を「第 8 条第28項」に改める

。

第14条第 1 項及び第 5 項中「第 8 条第23項」を「第 8 条第24項  
」に改める。

(横浜市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一  
部改正)

第 6 条 横浜市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例  
(平成24年12月横浜市条例第75号) の一部を次のように改正する

。

第15条第 3 項中「第 8 条第23項」を「第 8 条第24項」に、「同  
条第25項」を「同条第26項」に、「同条第23項」を「同条第24項  
」に、「同条第24項」を「同条第25項」に改める。

第24条第1項第1号中「第8条第23項」を「第8条第24項」に改める。

(横浜市指定居宅サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例の一部改正)

第7条 横浜市指定居宅サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例(平成24年12月横浜市条例第76号)の一部を次のように改正する。

第76条第5号中「第8条第23項」を「第8条第24項」に改める。

(横浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準等に関する条例の一部改正)

第8条 横浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準等に関する条例(平成24年12月横浜市条例第77号)の一部を次のように改正する。

第18条中「第8条第23項」を「第8条第24項」に改める。

第66条第1項及び第111条中「第8条第19項」を「第8条第20項」に改める。

第131条第1項中「第8条第20項」を「第8条第21項」に改める。

(横浜市指定居宅介護支援の事業の人員、運営等の基準に関する条例の一部改正)

第9条 横浜市指定居宅介護支援の事業の人員、運営等の基準に関する条例(平成26年9月横浜市条例第51号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項及び第7条第2項中「第8条第23項」を「第8条

第24項」に改める。

(横浜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例の一部改正)

第10条 横浜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第79号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「第8条第19項」を「第8条第20項」に改める。

(横浜市総合保健医療センター条例の一部改正)

第11条 横浜市総合保健医療センター条例（平成4年3月横浜市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「第8条第27項」を「第8条第28項」に改める。

第9条第2号中「同条第27項」を「同条第28項」に改める。

(横浜市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第12条 横浜市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年12月横浜市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「第8条第27項」を「第8条第28項」に改め、同条第6項第1号中「同条第27項」を「同条第28項」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

提 案 理 由

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の制定に伴い、関係規定の整備を図るため、横浜市附属機関設置条例等の一部を改正する必要があるので提案する。

**参 考**

横浜市附属機関設置条例（抜粋）

（上段 改正案  
下段 現 行）

別表（第 2 条、第 3 条第 1 項）

執行機関	附属機関	担 任 事 務	委 員 の 定 数
市 長	(省 略)		
	横浜市社会福祉法人施設審査会	社会福祉法人（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人をいう。）の設立認可、同法第62条第1項に規定する社会福祉施設（児童福祉施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設をいう。）を除く。） 、介護保険法（平成9年法律第123号） <u>第8条第19項</u> に規定する小 <u>第8条第18項</u> 規模多機能型居宅介護を行う事業所その他市長が定める施設の建設に係る補助金の交付対象者の選定等についての審査に関する事務	7人以内
	(省 略)		

横浜市地域ケアプラザ条例（抜粋）

（上段 改正案  
下段 現 行）

（事業等）

第 2 条 プラザは、次の事業を行う。

（第 1 号から第 4 号まで省略）

- (5) 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 10 条の 4 第 1 項第 2 号の措置に係る者、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8

- 条第7項に規定する通所介護（以下「通所介護」という。）、  
同条第18項  
同条第17項に規定する認知症対応型通所介護（以下「認知症対応型通所介護」という。）、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条の規定による改正前の介護保険法（以下「旧介護保険法」という。）第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護（以下「介護予防通所介護」という。）、介護保険法第8条の2第13項に規定する介護予防認知症対応型通所介護（以下「介護予防認知症対応型通所介護」という。）又は同法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業（同法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者により行われるものに限る。以下「指定第1号通所事業」という。）のサービスを受ける者その他市長が必要と認める者（その者を現に養護する者を含む。）への通所による便宜の供与
- (6) 介護保険法 第8条第24項  
第8条第23項に規定する居宅介護支援（以下「居宅介護支援」という。）

（第7号から第10号まで及び第2項から第6項まで省略）

横浜市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の  
 基準に関する条例（抜粋）

（上段 改正案）  
 （下段 現行）

（基本方針等）

第3条 （第1項及び第2項省略）

- 3 指定介護療養型医療施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、地域包括

支援センター（介護保険法（以下「法」という。）第 115 条の 46 第 1 項に規定する地域包括支援センターをいう。）、老人介護支援センター（老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 7 の 2 第 1 項に規定する老人介護支援センターをいう。）、居宅介護支援事業者（法 第 8 条第 24 項 第 8 条第 23 項 に規定する居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。）、居宅サービス事業者（同条第 1 項に規定する居宅サービス事業を行う者をいう。）、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との密接な連携に努めなければならない。

（第 4 項省略）

（入退院）

第 13 条 （第 1 項及び第 2 項省略）

3 指定介護療養型医療施設は、患者の入院に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、病歴、生活歴、指定居宅サービス等（法 第 8 条第 24 項 第 8 条第 23 項 に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）の利用状況等の把握に努めなければならない。

（第 4 項省略）

5 指定介護療養型医療施設は、患者の退院に際しては、その者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、居宅サービス計画（法 第 8 条第 24 項 第 8 条第 23 項 に規定する居宅サービス計画をいう。以下同じ。）の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、退院後の主治の医師に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との

密接な連携に努めなければならない。

## 横浜市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条

### 例（抜粋）

（上段 改正案）  
（下段 現行）

（職員の配置の基準）

第13条 （第1項から第5項まで省略）

6 第1項第2号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホーム（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設（介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設をいう。以下同じ。）又は病院若しくは診療所であつて当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この条において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される入所定員が29人以下の養護老人ホームをいう。以下この条において同じ。）の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

（第7項から第12項まで省略）

（生活相談員の責務）

第23条 生活相談員は、処遇計画を作成し、それに沿った支援が行われるよう必要な調整を行うほか、次に掲げる業務を行わなければならない。

- (1) 入所者の居宅サービス等の利用に際し、介護保険法第8条第24項に規定する居宅サービス計画又は同法第8条の2第16項に

規定する介護予防サービス計画の作成等に資するため、同法<sup>第 8 条第 24 項</sup><sub>第 8 条第 23 項</sub>に規定する居宅介護支援事業又は同法第 8 条の 2 第 16 項に規定する介護予防支援事業を行う者と密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めること。

(第 2 号、第 3 号、第 2 項及び第 3 項省略)

### 横浜市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例 (抜粋)

(<sup>上段</sup> <sup>改正案</sup>  
<sub>下段</sub> <sub>現 行</sub>)

(職員の配置の基準)

第 12 条 (第 1 項から第 6 項まで省略)

- 7 第 1 項第 2 号の医師及び同項第 7 号の調理員、事務員その他の職員の数は、サテライト型居住施設 (当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の特別養護老人ホーム、介護老人保健施設 (介護保険法<sup>第 8 条第 28 項</sup><sub>第 8 条第 27 項</sub>に規定する介護老人保健施設をいう。以下同じ。)) 又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの (以下「本体施設」という。) と密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される地域密着型特別養護老人ホーム (入所定員が 29 人以下の特別養護老人ホームをいう。以下同じ。) をいう。以下同じ。) の本体施設である特別養護老人ホームであって、当該サテライト型居住施設に医師又は調理員、事務員その他の職員を置かない場合にあつては、特別養護老人ホームの入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければなら

ない。

(入退所)

第14条 特別養護老人ホームは、入所予定者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援（介護保険法 第8条第24項 第8条第23項 に規定する居宅介護支援をいう。以下同じ。）を行う者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等（同項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の利用状況等の把握に努めなければならない。

(第2項から第4項まで省略)

5 特別養護老人ホームは、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画（介護保険法 第8条第24項 第8条第23項 に規定する居宅サービス計画をいう。）の作成等の援助に資するため、居宅介護支援を行う者に対する情報の提供に努めるほか、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

### 横浜市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（抜粋）

(上段 改正案)  
(下段 現行)

(入退所)

第15条 (第1項及び第2項省略)

3 軽費老人ホームは、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画（介護保険法 第8条第24項 第8条第23項 に規定する居宅サービス計画をいう。以下同じ。）又は施設サービス計画（同条第26項 同条第25項 に規定する施設サービス計画をいう。以下同じ。）の作成等の援助に資するた

め、居宅介護支援事業者（同条第 24 項に規定する居宅介護支援事業を行う者をいう。）又は介護保険施設（同条第 25 項に規定する介護保険施設をいう。）に対する情報の提供に努めるほか、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（生活相談員の責務）

第 24 条 軽費老人ホームの生活相談員は、入所者からの相談に応じるとともに、適切な助言及び必要な支援を行うほか、次に掲げる業務を行わなければならない。

- (1) 入所者の居宅サービス等の利用に際し、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画（介護保険法第 8 条の 2 第 16 項に規定する介護予防サービス計画をいう。以下同じ。）の作成等に資するため、居宅介護支援事業（同法第 8 条第 24 項に規定する居宅介護支援事業をいう。以下同じ。）又は介護予防支援事業（同法第 8 条の 2 第 16 項に規定する介護予防支援事業をいう。以下同じ。）を行う者との密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を図ること。

（第 2 号、第 3 号及び第 2 項省略）

横浜市指定居宅サービスの事業の人員、設備、運営等の  
基準に関する条例（抜粋）

（上段 改正案）  
（下段 現行）

（指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針）

第 76 条 指定訪問リハビリテーションの提供は、理学療法士等が行

うものとし、その方針は、次に掲げるところによるものとする。

(第1号から第4号まで省略)

- (5) 指定訪問リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議（次条第1項に規定する訪問リハビリテーション計画又は第128条第1項に規定する通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士等、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法~~第8条第24項~~第8条第23項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の担当者その他の関係者（以下「構成員」という。）により構成される会議をいう。以下同じ。）の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供する。

**横浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準等に関する条例（抜粋）**

**（~~上段~~ 改正案）  
（~~下段~~ 現 行）**

（居宅サービス計画に沿ったサービスの提供）

- 第18条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、居宅サービス計画（法~~第8条第24項~~第8条第23項に規定する居宅サービス計画をいい、施行規則第65条の4第1号ハに規定する計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該居宅サービス計画に沿った指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供しなければならない。

（利用定員等）

第 66 条 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用定員（当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第 8 条第 20 項又は第 8 条の 2 第 15 項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設においては施設ごとに 1 日当たり 3 人以下とする。

（第 2 項省略）

第 111 条 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型共同生活介護（以下「指定認知症対応型共同生活介護」という。）の事業は、要介護者であって認知症であるものについて、共同生活住居（法第 8 条第 20 項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。）において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

第 131 条 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型特定施設入居者生活介護（以下「指定地域密着型特定施設入居者生活介護」という。）の事業は、地域密着型特定施設サービス計画（法第 8 条第 21 項に規定する計画をいう。以下同じ。）に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、当該指定地域密着型特定施設

入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この章において「利用者」という。）が指定地域密着型特定施設（同項に規定する地域密着型特定施設であって、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業が行われるものをいう。以下同じ。）においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

（第2項省略）

横浜市指定居宅介護支援の事業の人員、運営等の基準に関する条例（抜粋）

（上段 改正案  
下段 現行）

（基本方針）

第3条 （第1項省略）

2 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な指定居宅サービス等（法~~第8条第24項~~第8条第23項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）が、多様な指定居宅サービス等事業者（指定居宅サービス等を行う事業者をいう。以下同じ。）から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

（第3項及び第4項省略）

（内容及び手続の説明及び同意）

第7条 （第1項省略）

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画（法~~第8条第24項~~第8条第23項に規定す

る居宅サービス計画をいう。以下同じ。) が第 3 条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

(第 3 項から第 7 項まで省略)

横浜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例 (抜粋)

(上段 改正案  
下段 現 行)

(利用定員等)

第 10 条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員 (当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。) は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居 (法 第 8 条第 20 項 第 8 条第 19 項 又は第 8 条の 2 第 15 項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。) ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設においては施設ごとに 1 日当たり 3 人以下とする。

(第 2 項省略)

横浜市総合保健医療センター条例 (抜粋)

(上段 改正案  
下段 現 行)

(施設)

第3条 前条各号に掲げる事業を行うため、センターに次の施設を置く。

(第1号省略)

- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設

(第3号、第4号及び第2項省略)

(利用料金)

第9条 センターを利用する者は、指定管理者に対し、次に掲げる額を合算して得た額の当該利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

(第1号省略)

- (2) 介護老人保健施設において、介護保険法第8条第8項に規定する通所リハビリテーション又は同法第8条の2第6項に規定する介護予防通所リハビリテーション（以下「通所リハビリテーション等」という。）を受ける場合は同法の規定により定められた通所リハビリテーション等に係る費用の額、同法第8条第10項に規定する短期入所療養介護若しくは同条第28項に規定する介護保健施設サービス又は同法第8条の2第8項に規定する介護予防短期入所療養介護（以下「介護保健施設サービス等」という。）を受ける場合は同法の規定により定められた介護保健施設サービス等に係る費用の額並びに同法の規定により厚生労働大臣が定める食費及び居住費又は滞在費の基準費用額の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定める額

(第2号の2から第5号まで省略)

横浜市病院事業の設置等に関する条例（抜粋）

（上段 改正案）  
（下段 現 行）

（経営の基本）

第 4 条 （第 1 項及び第 2 項省略）

- 3 横浜市立市民病院にがん検診センターを、横浜市立脳卒中・神経脊椎センターに介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条第 8 条第 28 項に規定する介護老人保健施設を附置する。  
27 項

（第 4 項及び第 5 項省略）

- 6 第 3 項の規定に基づき横浜市立脳卒中・神経脊椎センターに附置される介護老人保健施設の定員の計画は、次のとおりとする。

- (1) 介護保険法第 8 条第 10 項に規定する短期入所療養介護及び同 条第 28 項に規定する介護保健施設サービス並びに同法第 8 条の 条第 27 項 2 第 8 項に規定する介護予防短期入所療養介護を受けることができる者 80 人

（第 2 号省略）